生活保護法・中国残留邦人等支援法

指定施術機関の指定申請に必要な書類

※指定については、施術者個人を指定します。同一施術所で複数の施術者が生活保護及び支援給付受給者への施術を行う場合は、施術者ごとの申請が必要です。

※指定日は、原則、福祉事務所が申請書を受理した日となります。ただし、本市との【協定団体】へ加入していない場合は、本市と施術者との契約締結日が指定日となります。

【協定団体】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| あん摩マッサージ指圧 | はり・きゅう | 柔道整復 |
| ・(一社)長崎県鍼灸師会  ・(一社)長崎県鍼灸マッサージ師会  ・長崎県あん摩マッサージ指圧師会  ・(一社)長崎県視覚障害者協会 | ・(一社)長崎県鍼灸師会  ・(一社)長崎県鍼灸マッサージ師会  ・長崎県あん摩マッサージ指圧師会  ・(一社)長崎県視覚障害者協会 | ・(公社)長崎県柔道整復師会  ・(協組)日本柔整総研 |

☆【協定団体】に加入している施術者のみなさま

　○１～４の書類（各１部）を提出してください。

☆【協定団体】に未加入の施術者のみなさま

　○１～３（各１部）及び５（２部）の書類を提出してください。

１．申請書・・・　○「生活保護法・中国残留邦人等支援法指定施術機関指定申請書」

○申請書の裏面の注意事項及び記載要領並びに別紙記入例をよくお読みになり記入してください。

２．免許証写し・・○指定を受けようとする業務の種類（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）の免許証の写し。

３．誓約書・・・　 ○「生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）に該当しない旨の誓約書」

　　　　　　　　　 ○指定申請に係る施術者が、指定の欠格事項に該当しないことを誓約する書面です。

　　　　　　　　　 ○住所、氏名欄に、指定申請に係る施術者の住所及び氏名を記入の上、提出してください。

４. 会員証明書・・ ○指定申請をする施術者が【協定団体】に所属していることの証明書。

５．契約書・・・ 　○【協定団体】に未加入の場合は、市長との個別契約が必要になります。業務の種類ごとに契約書様式を用意しておりますので、該当の契約書２通に施術者の住所及び氏名を記入、押印の上、２通とも提出してください。なお、**日付は空欄にしてください。**

　　　　　　　　　 ○【協定団体】に加入している場合は、提出は不要です。